

こうち SDGs 推進企業登録制度

Q & A 集

令和 8 年 5 月

高知県産業振興推進部産業政策課

目次

1 「こうち SDGs 推進企業登録制度」について

- Q 1 「こうち SDGs 推進企業登録制度」とは、どのような制度ですか
- Q 2 登録すると、どんなメリットがありますか
- Q 3 登録すれば、SDGs 達成に向けた取り組みをしていることになりますか
- Q 4 「こうち SDGs 推進企業登録制度」に登録されていませんが、登録マークを使用することはできますか
- Q 5 登録企業の募集は、今後も行いますか

2 申請について

- Q 6 申請時点では具体的な取り組みをしておらず、申請を機に取り組みを始めたいと考えていますが、申請できますか
- Q 7 申請に必要な書類は、何ですか
- Q 8 納税証明書は必要ですか
- Q 9 申請の対象者は、誰ですか
- Q 1 0 県内に支店・営業所・工場等を有していませんが、県内企業との取引がある場合や、県内に事業所を設置する場合、申請できますか
- Q 1 1 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請できますか
- Q 1 2 県内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、申請はどうすればいいですか
- Q 1 3 申請はどのようにすればいいですか
- Q 1 4 郵送や持参による申請書の提出は受け付けていますか
- Q 1 5 申請書は、手書きしたものを提出できますか
- Q 1 6 申請や更新にあたり、費用はかかりますか
- Q 1 7 申請書は、全てこうち SDGs 推進企業ポータルサイトで公表されますか
- Q 1 8 申請内容によっては、登録にならないことがありますか
- Q 1 9 登録マークとは、どのようなものですか

3 様式について

【（様式第 1 号）こうち SDGs 推進企業登録申請書】

- Q 2 0 「企業・団体の種別」について、どれを選択したらいいのかわかりません
- Q 2 1 従業員数としてカウントするのは、どの範囲ですか

【（様式第 2 号）SDGs 達成に向けた宣言書】

- Q 2 2 「SDGs 達成に向けた経営方針等」には、どういったことを記入するか教えてください
- Q 2 3 「SDGs 達成に向けた重点的な取組」の記入方法について教えてください
- Q 2 4 「2030年に向けた指標」の記入方法について教えてください
- Q 2 5 「重点的な取組及び指標の進捗状況」は、初回申請時に記入する必要がありますか
- Q 2 6 指標の目標値をクリアできなかった場合、何か不利益となることはありますか

【（様式第 3 号）SDGs 達成に向けた具体的な取組のチェックリスト】

- Q 2 7 「具体的な取組」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記入してもいいですか
- Q 2 8 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」の違いを教えてください
- Q 2 9 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」を変更してもいいですか
- Q 3 0 「基本」項目は、全て記入しなければいけないのですか
- Q 3 1 「主な SDGs （17ゴールと169ターゲット）関連項目」は、何を意味しているのですか
- Q 3 2 「主な SDGs （17ゴールと169ターゲット）関連項目」に記載されている数字は何ですか
- Q 3 3 「主な SDGs （17ゴールと169ターゲット）関連項目」に記載されている数字は変えてもいいですか

4 登録後について

- Q 3 4 申請から登録までどれくらいかかりますか
- Q 3 5 登録となった場合、連絡等がありますか
- Q 3 6 登録期間は3年間とありますが、更新の際にはどのような書類が必要となりますか
- Q 3 7 国連のロゴマークは、自由に使用してもいいのですか
- Q 3 8 交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のホームページで公表してもいいですか

1 「こうち SDGs 推進企業登録制度」について

Q 1 「こうち SDGs 推進企業登録制度」とは、どのような制度ですか

- A SDGs を意識した取り組みを行っている企業等について、高知県が登録する制度です。
取り組みを進めることで、「企業価値の向上」や「多様な人材の確保」、「新たなビジネスチャンス」などにつなげていくことが期待されます。

Q 2 登録すると、どんなメリットがありますか

- A ① 県から、登録証、ピンバッジ、ポスターが付与されます。②名刺等でオリジナルロゴマークを使用できます。
③こうちSDGs推進企業ポータルサイトで、取り組みをPRします。④情報通信サービス分野、サービス分野（イベント運営、広報）においては、県が行うプロポーザルの審査項目として加点を受けたり、見積の依頼先として優先されることがあります。⑤職域販売サイト「クローズドマート」※1の利用ができます。
※1 利用には、別途、株式会社ファーストクラスとの直接契約が必要です
※こうちSDGs 推進企業ポータルサイトはこちらから
[https://kochi-SDGs .pref.kochi.lg.jp/](https://kochi-SDGs.pref.kochi.lg.jp/)

Q 3 登録すれば、SDGs 達成に向けた取り組みをしていることになりますか

- A 本登録制度は、あくまでSDGs 達成に向けた自社の具体的なアクション等を見える化したものです。
この登録をきっかけとしてSDGs に関する理解を一層深め、独自の取り組みが進むことを期待しています。

Q 4 「こうち SDGs 推進企業登録制度」に登録されていませんが、登録マークを使用することはできますか

- A できません。登録マークは、「こうち SDGs 推進企業登録制度」で登録された企業等のみが使用することができます。

Q 5 登録の募集は、今後も行いますか

- A 今後も募集は行います。募集に関しては、こうちSDGs 推進企業ポータルサイトでお知らせします。

2 申請について

Q 6 申請時点では具体的な取り組みをしておらず、申請を機に取り組みを始めたいと考えていますが、申請できますか

- A 申請時点で実施していない項目については、1年以内に取り組み予定として申請可能です。
なお、1年6か月が経過する毎に実施状況の報告が必要となります。詳細は、「3 様式について」をご参照ください。

Q 7 申請に必要な書類は、何ですか

- A 申請にあたっては、様式第 1 号、第 2 号、第 3 号の提出が必要です。
詳しくは、下記 URL のうち SDGs 推進企業ポータルサイト「登録制度とは」をご参照ください。
[https://kochi-SDGs .pref.kochi.lg.jp/about](https://kochi-SDGs.pref.kochi.lg.jp/about)
なお、様式第 1 号及び第 2 号は Web 上で直接入力をし、第 3 号の書類は電子データで提出いただく
こととしております。(Q13 をご参照ください。)

Q 8 納税証明書は必要ですか

- A 必要ありません。なお、様式第 1 号のチェック欄において記入が必要です。

Q 9 申請の対象者は、誰ですか

- A 高知県内に本店又は営業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体、個人事業主が対象
となります。(ただし、国、地方公共団体及び宗教法人は、対象外となります。)

Q 1 0 県内に支店・営業所・工場等を有していませんが、県内企業との取引がある場合や、県内に事業所を
設置する場合、申請できますか

- A 申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。

Q 1 1 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請できますか

- A 可能です。県内にある事業所で申請を行ってください。

Q 1 2 県内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、申請はどうすればいいですか

- A 同じ会社組織であっても、事業所ごとに取り組みを「見える化」するとともに、登録後、県から配信する情報
や連絡を確実に受け取っていただける体制を確保するため、それぞれの事業所からの申請と登録を推奨し
ています。
ただし、全ての事業所等において統一した取り組み内容となっており、連絡体制についても一つの会社組
織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。

Q13 申請はどのようにすればいいですか

- A 申請は、「[こうち SDGs 推進企業ポータルサイト](https://kochi-SDGs.pref.kochi.lg.jp/)」
(<https://kochi-SDGs .pref.kochi.lg.jp/>) から行ってください。
【申請手順】
① [こうち SDGs 推進企業ポータルサイト](https://kochi-SDGs.pref.kochi.lg.jp/)の「申請フォーム」からメールアドレスを申請します。
② 申請したメールアドレスに「登録申請用 URL」のご案内メールが届きますので、URL のリンク先の申請フ
ォームから申請を行います。

③申請フォームに登録申請書（様式第1号）と宣言書（様式第2号）の内容を入力し、チェックリスト（様式第3号）を添付（アップロード）します。また、公開ページに掲載したい画像も併せて添付します。

※チェックリストのみエクセルファイルでの提出となり、登録申請書と宣言書の内容は Web 上で直接入力します。

※申請内容の一時保存も可能です。申請内容の入力を再開する際は、②の「登録申請用 URL」からお願いします。

④内容を確認し、「申請」をクリックします。その後、申請を受け付けた旨のメールが届きます。この時点では、申請を受け付けただけで登録とはなりませんのでご注意ください。

⑤県で申請内容を確認のうえ、必要に応じメールにて修正を依頼します。申請内容が承認されましたら、その旨をメールにて通知します。

⑦登録日になりましたら、ポータルサイトにて登録情報を公開します。公開時にはメールにて通知します。（受付期間中に申請のあった企業を一括して確認・登録するため、申請いただいた時期により、登録までに要する時間に差が生じますことご了承ください。）

Q 1 4 郵送や持参による申請書の提出は受け付けていますか

A 郵送や持参による申請書の提出は受け付けていません。「こうち SDGs 推進企業ポータルサイト」をご利用ください。

Q 1 5 申請書は、手書きしたものを提出できますか

A ペーパーレス化を促進する観点から、手書きの申請は、受け付けていません。

なお、「こうち SDGs 推進企業ポータルサイト」の使い方など、不明な点がありましたら、高知県産業政策課までお問い合わせください。

Q16 申請や更新にあたり、費用はかかりますか

A 無料です。なお、申請等に係る通信料は申請者負担となります。

Q17 申請書は、全てこうち SDGs 推進企業ポータルサイトで公表されますか

A 様式第2号と第3号を公表します。

SDGs の取り組みには、透明性と説明責任が求められている※ことから、登録内容や取り組み状況について、定期的に公表していくこととしています。

※ 国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部「SDGs 実施指針」の「実施のための主要原則」を参考としています。

なお、各企業が SDGs を自分ごとと捉えて取り組みを進めていただくためにも、自社のホームページ等でも掲載いただくことが期待されます。

Q18 申請内容によっては、登録にならないことがありますか

A 書類確認の結果、次の要件を満たしていれば原則登録となります。

- ①申請者の所在地が、高知県内となっていること
- ②様式第2号の環境・社会・経済の3側面のすべてが選択されていること
- ③様式第3号の「取組レベル」が「基本」のチェック項目について、「具体的な取組」が記載されていること
- ④その他、記入が必要な欄について、記入漏れがないこと

書類に不備がある場合等、補正を依頼する場合はメールで担当者に連絡します。

なお、本制度は「認証制度」ではなく、「登録制度」ですので、ある基準を満たしていなければ登録にならないという性質の制度ではありません。

Q 1 9 登録マークとは、どのようなものですか

A 下記 URL のこうち SDGs 推進企業ポータルサイト「登録制度とは」をご参照ください。

登録企業の名刺等でご活用いただけるものとなります。

<https://kochi-SDGs.pref.kochi.lg.jp/about>

3 様式について

【（様式第1号）こうち SDGs 推進企業登録申請書】

Q 2 0 「企業・団体の種別」について、どれを選択したらいいのかわかりません

A 業種は、日本標準産業分類をベースにしていますので、該当する種別を選択してください。

なお、業種の選択は1つとなっていますので、複数の業態で経営している場合は、SDGs の取り組みを通じて主に PR していきたい業種を選択してください。

不明な場合は、高知県産業政策課までご相談ください。

Q 2 1 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか

A 申請者の事業所等のおおよその規模を把握するために記入いただいています。

通常、対外的に公表している従業員数を選択してください。

【（様式第2号）SDGs 達成に向けた宣言書】

Q 2 2 「SDGs 達成に向けた経営方針等」には、どういったことを記入するか教えてください

A 企業の経営理念や運営方針等が、どのような形で SDGs 達成に資するのか、企業の皆さまが SDGs 達成にどう貢献していくのかを宣言いただきます。

Q 2 3 「SDGs 達成に向けた重点的な取組」の記入方法について教えてください

A 環境・社会・経済の3側面の全てについて記載してください。

なお、取り組みが複数の分野に該当する場合は、該当する全ての分野に○印を付けてください。

Q 2 4 「2030 年に向けた指標」の記入方法について教えてください

- A 指標は、自らの取り組みが、どの程度進捗しているのかを確認しやすくするため、原則として数値目標を記載してください。
- 登録後は、1 年 6 か月経過ごとに進捗状況をご報告いただきますので、記入にあたっては、自らが SDGs 達成に向け、定量的にどのように貢献できるのか考えるきっかけにしてください。

Q 2 5 「重点的な取組及び指標の進捗状況」は、初回申請時に記入する必要がありますか

- A 初回申請時は、記入不要です。状況報告時に記入いただきます。

Q 2 6 指標の目標値をクリアできなかった場合、何か不利益となることはありますか

- A 本登録制度においては、達成状況によって、企業等に不利益となることはありません。

【（様式第 3 号）SDGs 達成に向けた具体的な取組のチェックリスト】

Q 2 7 「具体的な取組」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記入してもいいですか

- A 申請から 1 年以内に取り組むものについては、冒頭に【予定】と記載したうえで、取り組み予定の内容を記載してください。
- ただし、「基本」項目全体の 3 割以内（8 項目以内）としてください。
- なお、取り組みの開始時期が 1 年以内でないもの又は未定の場合は、記入することができません。

Q 2 8 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」の違いを教えてください

- A 「基本」項目については、その全てに「具体的な取組」が記入されていることが登録の必須要件となります。
- ただし、業種・業態等により全く該当しない場合は、冒頭に【該当なし】と記載したうえで、「具体的な取組」欄に該当しない理由を記載してください。
- なお、「チャレンジ」項目については、記入は任意となります。

Q 2 9 「取組レベル」の「基本」と「チャレンジ」を変更してもいいですか

- A 「基本」と「チャレンジ」の項目設定は県で行っており、変更することはできません。

Q 3 0 「基本」項目は、全て記入しなければいけないのですか

- A 「基本」項目は、全て記入いただくこととしています。
- ただし、業種・業態等により全く該当しない場合は、冒頭に【該当なし】と記載したうえで、「具体的な取組」欄に該当しない理由を記載してください。
- なお、「具体的な取組」は、自社だけでなく、取引先なども含めた企業活動に関わる全ての事柄が対象となりますので、次の例を参考に幅広く検討し、記入をいただくようお願いします。

【例】

チェックリスト項目 4 「【外国人労働者】外国人労働者に対する差別、人権侵害を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別、人権侵害がないことを確認している」

⇒外国人労働者とは、自社の外国人労働者だけではなく、取引先等の外国人労働者等も対象としております。「外国人労働者等の差別禁止に関する社員研修を実施している」等の取り組みの記載が考えられます。

また、該当がない場合でも、「【該当なし】現時点では外国人労働者の雇用はしていないが、今後、雇用することがあった場合に、適切な処遇や受入環境・労働環境の整備ができるよう体制を整えている。」等の記載をしてください。

チェックリスト項目 16 「【有害化学物質】法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいる」

⇒有害化学物質を使用していない事業所においては、

「有害物質を使用していないことを社内で確認している」等の記載が考えられます。

Q3 1 「主な SDGs（17 ゴールと 169 ターゲット）関連項目」は、何を意味しているのですか

A 企業が実施する取り組みが、17 のゴール及び 169 のターゲットのうち、どの項目の達成に貢献するものなのかを知っていただくために、例示として記載しています。

「具体的な取組」の内容によっては、該当しない場合もあるので、参考としてご活用ください。

Q3 2 「主な SDGs（17 ゴールと 169 ターゲット）関連項目」に記載されている数字は何ですか

A 「8」であれば、当該項目の取り組みを進めることで、17 のゴールのうち、ゴール 8「働きがいも経済成長も」の達成に向けて貢献できることを意味します。

「8.6」の場合は、ゴール 8 のうち、さらに細分化された目標（ターゲット）の達成にピンポイントで貢献できることを意味します。

Q3 3 「主な SDGs（17 ゴールと 169 ターゲット）関連項目」に記載されている数字は変えてもいいですか

A 変えていただいてもかまいません。

あくまで、標準的なゴールとターゲット番号を記載しているため、記入いただいた取り組み内容によっては、「このゴールだけではなく、こちらのゴールにも貢献する」や、「このゴール全体ではなく、このターゲットにしか貢献しない」といった特色が出ることも考えられます。

4 申請後・登録後について

Q3 4 申請から登録までどれくらいかかりますか

A 申請受付後、2～3か月程度で登録証（PDF データ）を交付します。

なお、受付期間中に申請のあった企業を一括して確認・登録するため、申請いただいた時期によっては、しばらくの間、連絡が無いこともありますので、ご了承ください。

また、書類の不備や修正等がある場合は、書類確認期間中に、申請時に登録いただいた連絡先に連絡をさせていただきます。

Q 3 5 登録となった場合、連絡等がありますか

A 登録となった申請者（申請書に記入された担当者）に対し、メール等で連絡します。

Q 3 6 登録期間は3年間とありますが、更新の際にはどのような書類が必要となりますか

A 更新申請をいただく時期や手続きについては、各企業に個別でご連絡します。
更新の際は、登録申請時と同様の書類を提出いただく予定ですが、様式等が変更になる可能性がありますので、こち SDGs 推進企業ポータルサイトで最新の情報を確認のうえ、更新の申請をお願いします。

Q 3 7 国連のロゴマークは、自由に使用してもいいのですか

A 国連が定めるカラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンについては、本登録制度にかかわらず、国際連合広報センターに掲載されている「カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコン・使用ガイドライン」に従い、使用してください。

Q 3 8 交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のホームページで公表してもいいですか

A 社内での掲示や、自社のホームページでの公開を積極的に行っていただきますよう、お願いします。
ただし、登録証の加工・修正は行わないようお願いいたします。